

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日、  
翌日の翌日)

## 目 次

◇規 則 鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（林務課）

◇告 示 保険業剤師の登録（保険課）

大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示（商工指導課）

土地改良区の役員の就退任（三件）（農村整備課）

土地改良事業の認可（〃）

林業改善資金貸付基準の一部改正（林務課）

土地収用法に基づく事業の認定（二件）（管理課）

収入証紙の小売りさばき人の指定（会計課）

収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止（〃）

◇公安告示 遊技機の型式の検定の取消し（防犯少年課）

◇公 告 改良普及員資格試験の合格者（農業改良課）

猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（生活保安課）

公布された規則のあらまし

◇鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

一 林業生産高度化資金の技術導入資金に次の資金を加えることとした。（別表関係）

| 資金の種類  | 貸付限度額         | 償還期間 | 据置期間 |
|--|---------------|------|------|
| 苗木生産用機械・施設で知事が定める基準に適合するものを購入し、又は設置するのに必要な資金 | 一セットにつき二百五十万円 | 五年以内 | なし   |

二 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 この規則は、公布の日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

## 規 則

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年十一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十七号

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県林業改善資金貸付規則（昭和五十一年八月鳥取県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の4の項資金の種類欄中「苗木床替用機械」を「苗木生産用機械・施設」に、「きのこ生産用の機械・施設若しくは育苗施設」を「作業道開設用機械若しくはきのこ生産用の機械・施設」に改め、「玉切積込機」を削り、「集運材用クレーン付き作業車」を「クレーン付き作業車」に改め、「作業道開設用機械」を削り、同項貸付限度額の欄中

|  |   |   |
|--|---|---|
| 「苗木床替用機械で知事が定める基準に適合するものを設置する場合にあつては、一セットにつき二百五十万円 | を | 「苗木生産用機械・施設で知事が定める基準に適合するものを購入し、又は設置する場合にあつては、一セットにつき二百五十万円 |
| 円  |   | 作業道開設用機械で知事が定める基準に適合するものを購入する場合にあつては、一台につき六百万円              |

に改め、「育苗施設で知事が定める基準に適合するものを設置する場合にあつては、一セット（育苗室百平方メートル分）につき百八十万円」及び「玉切積込機を購入する場合にあつては、一台につき千三百五十万円」を削り、「集運材用クレーン付き作業車」を「クレーン付き作業車」に改め、「作業道開設用機械で知事が定める基準に適合するものを購入する場合にあつては、一台につき六百万円」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の鳥取県林業改善資金貸付規則の規定により貸し付けられている林業改善資金については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第七百七十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

平成三年十一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

|       |           |           |
|-------|-----------|-----------|
| 氏 名   | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日    |
| 佐古 玲子 | 鳥薬第七九四号   | 平成三年十月十六日 |

鳥取県告示第七百八十号

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九号）第三条第二項の規定により告示する。

平成三年十一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

|            |          |          |
|------------|----------|----------|
| 届出者の氏名又は名称 | 建物の名称    | 建物の所在地   |
| 川上 範子      | 洋服の青山鳥取店 | 鳥取市安長三九七 |

鳥取県告示第七百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり八幡池土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成三年十一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 米原 正 雄 鳥取市浜坂一丁目一〇―一九

” 武内 勝 己 ” ” ” 一六―二

|    |        |             |   |       |
|----|--------|-------------|---|-------|
| ”  | 武内 稔   | ”           | ” | 一六―二七 |
| ”  | 砂川 照雄  | ”           | ” | 一五―二五 |
| ”  | 岩田 光雄  | ”           | ” | 八―七   |
| ”  | 平井 基義  | ”           | ” | 覚寺四二二 |
| ”  | 田中 一郎  | ”           | ” | 三九九   |
| ”  | 青木 和矩  | ”           | ” | 四〇九   |
| 監事 | 米原 徳太郎 | 鳥取市浜坂一丁目八―八 |   |       |
| ”  | 青木 管男  | ”           | ” | 九―七   |
| ”  | 谷口 二郎  | ”           | ” | 覚寺三八七 |

平成三年六月十四日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 山根 敬 清 鳥取市浜坂一丁目三―一八

” 森田 一 成 ” ” ” 三―二五

” 坂田 伸 顕 ” ” ” 二―一〇

” 須崎 弘 行 ” ” ” 一―二五

” 前田 幸 雄 ” ” ” 三―三三

” 山下 重 顕 ” ” ” 覚寺四一―

” 宮脇 弘 弘 ” ” ” 三―八三

” 宮脇 陽 雄 ” ” ” 四―一八

監事 武内 勝 己 鳥取市浜坂一丁目一六―二

” 武内 稔 ” ” ” 一―二七

” 岩田 光 雄 ” ” ” 八―七

平成三年六月十五日就任 任期二年

鳥取県告示第七百八十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり小田川土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成三年十一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

|    |        |               |
|----|--------|---------------|
| 理事 | 吉田 達男  | 岩美郡岩美町大字太田一六九 |
| "  | 竹内 肇   | 大字岩常五三六       |
| "  | 日下部 武志 | 大字太田一二七       |
| "  | 橋本 淳   | 大字院内二四九       |
| "  | 池口 久男  | 大字本庄四七八―一     |
| "  | 山本 頼藏  | 大字院内四一一       |
| "  | 小川 昇   | 大字本庄四九六       |
| "  | 福美 博至  | 大字太田一七九       |
| "  | 八田 秀太郎 | 大字河崎三六        |
| "  | 橋本 昭徳  | " 一七九         |
| "  | 岩垣 竹男  | " 三八―一        |
| "  | 出井 英市  | 大字岩常五六一       |
| "  | 高村 重吉  | " 六九三         |
| "  | 田淵 幸孝  | " 五七一         |
| "  | 田中 忠行  | 大字高住四〇六       |

監事

|    |       |                 |
|----|-------|-----------------|
| "  | 奥田 仁  | " 一九〇           |
| "  | 安田 弘文 | " 二〇二           |
| "  | 岸本 武政 | 大字長郷一二七―一       |
| "  | 田中 勇  | " 一四六           |
| "  | 鈴木 竹志 | 大字院内四二九―五       |
| "  | 北村 英雄 | 大字荒金二一六         |
| "  | 北村 巽  | " 二六六           |
| "  | 北村 哲  | " 三六五           |
| 監事 | 鶴木 武夫 | 岩美郡岩美町大字本庄四八四―二 |
| "  | 辻 明玄  | 大字岩常四七六         |
| "  | 上山 英行 | 大字長郷一四九         |

平成三年三月二十四日退任

就任した役員の氏名及び住所

|    |        |               |
|----|--------|---------------|
| 理事 | 吉田 達男  | 岩美郡岩美町大字太田一六九 |
| "  | 竹内 肇   | 大字岩常五三六       |
| "  | 日下部 武志 | 大字太田一二七       |
| "  | 橋本 淳   | 大字院内二四九       |
| "  | 池口 久男  | 大字本庄四七八―一     |
| "  | 山本 頼藏  | 大字院内四一一       |
| "  | 小川 昇   | 大字本庄四九六       |
| "  | 福美 博至  | 大字太田一七九       |
| "  | 八田 秀太郎 | 大字河崎三六        |
| "  | 橋本 昭徳  | " 一七九         |

|      |                 |
|------|-----------------|
| 松浦鉄雄 | 三九              |
| 田口武二 | 大字岩常二七二         |
| 出井祥雄 | 五四八             |
| 田淵幸孝 | 五七一             |
| 田中忠行 | 大字高住四〇六         |
| 奥田仁  | 一九〇             |
| 安田弘文 | 二〇二             |
| 岸本武政 | 大字長郷一二七一        |
| 田中勇  | 一四六             |
| 鈴木竹志 | 大字院内四二九一五       |
| 北村英雄 | 大字荒金二一六         |
| 北村翼  | 二六六             |
| 北村哲  | 三六五             |
| 鶴木武夫 | 岩美郡岩美町大字本庄四八四一二 |
| 辻明玄  | 大字岩常四七六         |
| 上山英行 | 大字長郷一四九         |

平成三年三月二十五日就任 任期四年

鳥取県告示第七百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり小田南部土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成三年十一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 太田政美 岩美郡岩美町大字延興寺一〇四

瀧山幸栄 大字小田一六八一二

亀井晴美 大字黒谷二九一三

神谷修三 大字院内二四七

田中重徳 大字池谷六三

瀧山昌男 大字小田一八八

瀧山敏春 一八〇一

田淵稔 一九九

丸山道一 大字外邑二三九一二

米山登 二八一

米山薫 七八

中土井幸太郎 大字延興寺一二五

西澤照久 五一五

竹鼻重明 一〇八

田中吉久 大字池谷三〇〇一

井口忠 二九八

亀井敬 大字黒谷五八一六

岡野治夫 九七

神谷彰 大字院内二三五

|    |         |                |
|----|---------|----------------|
| 理事 | 太田 政美   | 岩美郡岩美町大字延興寺一〇四 |
| "  | 瀧山 幸栄   | "              |
| "  | 亀井 晴美   | 大字黒谷二九一三       |
| "  | 神谷 修三   | 大字院内二四七        |
| "  | 瀧山 昌男   | 大字小田一八八        |
| "  | 瀧山 敏春   | " 一八〇一         |
| "  | 丸山 一司   | " 一八六          |
| "  | 丸山 道一   | 大字外邑二三九一       |
| "  | 米山 登    | " 二八一          |
| "  | 米山 薫    | " 七八           |
| "  | 中土井 幸太郎 | 大字延興寺一二五       |
| "  | 太田 弘道   | " 一五六          |
| "  | 田中 武清   | " 三四五          |
| "  | 森田 雄三   | 大字池谷二四九        |
| "  | 田中 久雄   | " 三一二          |
| "  | 森田 和邦   | " 二九四          |
| "  | 山本 勝美   | " 二六一          |
| "  | 上山 英行   | 大字長郷一四九        |
| 監事 | 森口 格年   | 岩美郡岩美町大字池谷二二二  |
| "  | 羽津川 省吾  | 大字外邑二七一        |
| "  | 飯野 隆    | 大字黒谷一〇三        |

平成三年三月三十日退任

就任した役員の氏名及び住所

鳥取県告示第七百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、赤碕町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）出上地区農業用排水及び暗きよ排水）を平成三年十一月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成三年十一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百八十五号

林業改善資金貸付基準（昭和五十一年八月鳥取県告示第六百九号）の一

|    |        |               |
|----|--------|---------------|
| "  | 亀井 敬   | 大字黒谷五八一六      |
| "  | 岡野 治夫  | " 九七          |
| "  | 神谷 彰   | 大字院内二三五       |
| "  | 山本 勝美  | " 二六一         |
| "  | 上山 豊   | 大字長郷一四七       |
| 監事 | 羽津川 省吾 | 岩美郡岩美町大字外邑二七一 |
| "  | 田中 重徳  | 大字池谷六三        |
| "  | 飯野 隆   | 大字黒谷一〇三       |

平成三年三月三十一日就任 任期四年

部を次のように改正し、平成三年十一月八日から施行する。

平成三年十一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一の表第一号の項貸付内容の欄中「第十条の八に基づきたてられた森林整備計画に従い」を「第十条の七の森林整備市町村において相当規模以上集団的に存在する森林について一体的かつ計画的に間伐を推進する必要がある」と知事が定めた森林の」に、「当該計画に係る区域以外の区域における一団地」を「小流域団地」に改め、同表第四号の項貸付内容の欄1中「又は集材（木寄せを含む。）」を「木寄せ、集材、積込又は運材」に改め、同欄3を次のように改める。

3 苗木床替用機械、ミスト装置利用育苗施設、掘取機、側根根切機、苗木選別機の購入に必要な費用

第一の表第四号の項貸付内容の欄中6を削り、5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

4 作業道開設のためのパワーショベル、バックホー又はブルドーザーの購入に必要な費用

第一の表第四号の項貸付内容の欄中7を削り、8を7とし、9から12までを一つ繰り上げ、13を削り、14を12とし、15を13とする。

鳥取県告示第七百八十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき

事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年十一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

赤碕町

二 事業の種類

赤碕町立以西小学校敷地整備（拡張）事業

三 起業地

1 収用の部分 東伯郡赤碕町大字宮本字榎木及び字小五郎地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

赤碕町役場

鳥取県告示第七百八十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年十一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

三朝町

二 事業の種類

三朝町立福祉センター建設事業

三 起業地

1 収用の部分 東伯郡三朝町大字横手字道ノ下地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の継覧場所

三朝町役場

鳥取県告示第七百八十八号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

平成三年十一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

|           |      |                |              |                                |
|-----------|------|----------------|--------------|--------------------------------|
| 指定年月日     | 指定番号 | 住 所            | 名 称          | 売りさばき場所                        |
| 平成三年十一月五日 | 五三二  | 東伯郡三朝町大字三朝七七九一 | 株式会社鳥取銀行三朝支店 | 東伯郡三朝町大字三朝七七九一<br>株式会社鳥取銀行三朝支店 |

鳥取県告示第七百八十九号

次のとおり収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成三年十一月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

|           |                |                 |
|-----------|----------------|-----------------|
| 廃止年月日     | 住 所            | 名 称             |
| 平成三年十一月五日 | 東伯郡三朝町大字三朝七七九一 | 株式会社山陰合同銀行三朝東支店 |

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第九十四号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第十一条第一項の規定に基づき、次のとおり遊技機の型式の検定を取り消したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三年十一月八日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次



一 検定を取り消した遊技機の種類、型式及び製造業者名

(一) 遊技機の種類 回胴式遊技機

(二) 型式 コンチネンタル

(三) 製造業者名 株式会社瑞穂製作所

二 検定取消年月日

平成三年十一月八日

# 公 告

平成3年10月14日及び15日に実施した改良普及員資格試験の合格者は、次のとおりである。

平成3年11月8日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 農業改良普及員

|         |         |         |       |     |
|---------|---------|---------|-------|-----|
| 森 江 和 文 | 田 中 一   | 西 井 西   | 谷 上 公 | 志 子 |
| 喜 田 智 宏 | 門 脇 博   | 沖 井 幸   | 恵 美 子 | 故 子 |
| 八 木 紀 子 | 西 田 尚   | 福 見 尚   | 美 恵 子 | 淑 子 |
| 田 原 由 恵 | 代 田 隆   | 山 田 淑   | 博     |     |
| 中 島 和 祐 | 青 野 之 悟 | 原 田 淑   |       |     |
| 久 重 重 幸 | 木 坂 利 枝 | 鹿 田 博   |       |     |
| 三 木 幸 次 | 山 本 枝 子 | 女 鹿 田 博 |       |     |

|           |         |           |
|-----------|---------|-----------|
| 近 藤 博 次   | 前 江 正 彦 | 岡 橋 本 弘 幸 |
| 木 津 元 悦 也 | 田 越 正 和 | 本 本 藤 浩 美 |
| 津 元 悦 也   | 藤 常 嘉 裕 | 弘 浩 政 和   |
| 奥 田 見 智 一 | 上 藤 明 裕 | 藤 宗 久 美 子 |
| 尾 畑 智 一   | 坪 山 伊 篤 | 德 正 洋 志   |
| 野 崎 智 生   | 伊 城 伊 徹 | 正 洋 志     |
| 澤 村 信 秀   | 狩 本 明 弘 | 洋 志       |
| 田 中 秀 一   | 伊 本 明 弘 | 志 稔 浩     |
| 宮 田 将 彦   | 岡 伊 井 上 |           |
| 佐 藤 紳 神   | 以上 52名  |           |

2 生活改良普及員 合格者なし

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和38年法律第6号。以下「法」という。）

第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成3年11月8日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 高 代 次

1 講習の種別 経験者講習

現に法第 4 条第 1 項第 1 号の規定により許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。

2 開催の日時及び場所

| 区分<br>種別  | 日 時  | 場 所                                       | 受 講 対 象 者                              |
|-----------|--|---|--|
| 経 験 者 講 習 | 平成 3 年 12 月 4 日<br>午後 1 時 30 分から<br>午後 4 時 00 分まで  | 米子市概町一丁目 151<br>鳥取県米子警察署会議<br>室           | 米子、境港、溝口<br>及び黒坂の各警察<br>署の管内に居住す<br>る者 |
|           | 平成 3 年 12 月 11 日<br>午後 1 時 30 分から<br>午後 4 時 00 分まで | 倉吉市清谷 766<br>鳥取県倉吉警察署会議<br>室              | 浜村、倉吉及び八<br>橋の各警察署の管<br>内に居住する者        |
|           | 平成 3 年 12 月 20 日<br>午後 1 時 30 分から<br>午後 4 時 00 分まで | 鳥取市東町一丁目 220<br>鳥取県庁県議会議棟 3 階<br>第 18 会議室 | 岩美、鳥取、那家<br>及び智頭の各警察<br>署の管内に居住す<br>る者 |

3 受講対象者

- 鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの
- (1) 現に法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者
  - (2) 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者
  - (3) 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して 3 年を経過している者

4 講習時間及び講習科目

- (1) 講習時間 2 時間 30 分
- (2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

5 受講申込手續

所定の受講申込書を受講日の 7 日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 1,500 円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆） 印鑑